



県職労あてメール

岩手県職員労働組合 新採用ニュース

～勤務時間・休暇制度～

vol.02
2024.5

勤務時間の取り扱いについて

県職員の勤務時間は、1日につき7時間45分、1週間当たり38時間45分となっています。

通常の勤務は8時30分までに出勤し、12時から13時の1時間は休憩、17時15分に勤務が終了します（A勤務）。昼の休憩時間は原則として60分です（特別な事情がある場合は、申請により45分とすることも可）

出勤	A-60 勤務 (60 は休憩時間)		退庁
8:30	3時間 30分	1時間	17:15
	12:00	13:00	

時差通勤について

子育て・介護を行う職員や、通勤負担が緩和される職員、所属長が特に時差通勤を認める場合には、時差通勤ができます（時差通勤の変更は1月単位です）。代表的なパターンは以下のとおりです（9：00出勤のB勤務・8：00出勤のC勤務）。

出勤	B-60 勤務 (60 は休憩時間)		退庁
9:00	3時間	1時間	17:45
	12:00	13:00	

出勤	C-60 勤務 (60 は休憩時間)		退庁
8:00	4時間	1時間	16:45
	12:00	13:00	

上記のほか、9：30出勤のD勤務、7：30出勤のE勤務があります。

休憩時間について

昼の休憩時間は原則として60分です（育児・介護・通勤などの事情がある方は45分の申請も可能です）。なお、勤務時間が7時間45分を超える場合には、少なくとも1時間以上の休憩時間を置かなければならないため、45分の休憩時間としている場合で超過勤務を行う場合には、15分以上の休憩時間が必要になります。

【昼の休憩45分の場合】

8:30	勤務	12:00	12:45	勤務	17:00	17:15	超勤	19:15
	3時間 30分		45分		4時間 15分		15分	2時間

勤務時間が7時間45分を超えるため、1時間以上の休憩時間を置くことが必要になります。

【昼の休憩1時間の場合】

8:30	勤務	12:00	13:00	勤務	17:15	超勤	19:15
	3時間 30分		1時間		4時間 15分		2時間

勤務時間が7時間45分を超えるが、1時間の休憩時間を付与済で再度の付与は不要です。

休暇制度について

職員の休養（年次休暇）や、病気の療養（病気休暇）、結婚・弔事（特別休暇）などで勤務しないことが相当と認められる時に「休暇」を取得することができます。

「休暇」を取得するには、**desknet's NEO(デスクネッツネオ)**の総務事務システムメニュー内「勤務時間管理システム」から申請します。

入力の仕方などが分からない場合は、遠慮せずに職場の先輩に聞いてみてください。

職場への電話連絡で当日休暇を取得することもできるよ！
その場合は他の職員が代行で休暇の申請をしてくれる！



労働基準法（労基法）…労働時間や休暇などの最低基準を定めている法律

第39条(年次有給休暇)

健康で文化的な生活を実現するために有給休暇は与えなければいけない 年次休暇日数：20日/年

労働基準法第39条で規定されている 年次有給休暇を取得しよう！

新採用の場合には、採用月によって年次
日数が異なります！

採用月	1月	2月	3月	4月
日数	20日	18日	17日	15日
採用月	5月	6月	7月	8月
日数	13日	12日	10日	8日
採用月	9月	10月	11月	12月
日数	7日	5日	3日	2日

★年次は1時間から取得可能

★自分の好きな時に理由なく取れる
(申請の際、理由の記入は不要です)

推しにも会いに行ける！



★翌年に繰り越せるのは20日が限度
例) 4月採用で10日年次を使った場合、残った5日は繰り越され、さらに翌年の1月1日に20日が付与されるので1月1日には年次日数が25日になります。

特別休暇の一部紹介

★夏季休暇：6月～10月

原則連続する5日の範囲内
(1日単位。1時間単位での分割不可)

岩手県職労で何度も日数増を要求し続けた結果、
2014年度から5日間に拡大されました。

岩手県職員以外の夏期休暇日数

3日：北海道、福島県猪苗代町、国家公務員

4日：雫石町、住田町、青森県

5日：奥州市、北上市、花巻市、金ケ崎町、他

6日：山形県、山口県光市、

★キャリアアップ休暇：勤続年数に達した翌年度
から2年以内の以下日数

勤続15年：連続3日

勤続25年：連続5日

★生理休暇：生理で体調不良の場合

1回について2日の範囲内

(2日を超える場合は3日目から病気休暇の
対象となります。なお、生理休暇の年間取得回数
に上限はありません。)

★結婚休暇：結婚する場合

結婚の日7日前から結婚の日後1月以内(業務上
取得が困難な場合、結婚の日後1年)に週休日等を
除く連続する7日の範囲内